

- 移動支援サービスに関しては、障害福祉サービスや市町村の移動支援事業の外出支援事業は対象者や外出目的に制限があること、また、移動支援事業は国及び県の補助事業のため予算の制約があることから、県では、国に対して障害者の移動の便宜を図るため、事業所の代表か否かを問わず車両による移送経費支援を含めた福祉サービスの創設を図るよう、要望を行っています。

障害者本人への医療支援について

完全看護を重視する医療機関（佐賀医大等）に重度障がい児（者）が入院した場合、入院患者への介護ニーズに十分に対応できず、意思疎通に支障をきたすとして、家族への24時間の付き添いが要請されます。院内看護で不足する部分について、必要に応じて障害者福祉サービスが利用できる制度整備を要望します。

- 医療機関での付添看護は、国が定めた「入院基本料等の施設基準等」により、原則認められておりませんが、重度のALS患者等については、入院中のコミュニケーション支援を行う場合は福祉サービスによるヘルパーの支援が認められています（看護の代替行為は認められていません。）。
- このため、県では九州各県と協力し、平成26年7月に九州地方知事会から国に対し、入院中の障害者の介助についても障害福祉サービスの事業所が医療機関へヘルパーを派遣できるよう規制緩和の提案を行ったところであり、今後とも機会を捉えて国へ要望してまいります。

北部、西部地域に重度障がい児（者）を受け入れるグループホームや訓練を行う施設を早期に整備していただくようお願いします。

- 平成26年3月に策定した第3次佐賀県障害者プランにおいて、平成30年までに医療的ケアが可能な重度障害者のグループホームの整備を図ることとしており、未整備の北部と西部圏域についても同年度までのできるだけ早い時期の設置に向けて取り組んでまいります。
- また、訓練を行う施設については、地域のニーズ等を踏まえ、整備の必要性を検討したいと思えます。

※以下の要望については、手違いのため、回答が届いておりません。

移動支援サービスの拡充について

- 余暇活動や社会参加のため、公共機関を利用する際にも送迎は保護者や親が行っている。障害区分により移動支援利用が可能な人もあるが、行動援護利用者は利用できる事業所が少なく利用できない状態。親ができなくなったときに障害児（者）は外出や社会参加ができない。名古屋市や横浜市などが実施しているような、知的・身体等の移動支援ガイドヘルパーを養成して障害者本人の希望に沿った移動支援の拡充を要望する。
- 県内一円送迎できるようにしていただきたい。

障害福祉サービスについて

- 県内各地域で、サービスの格差が広がっている。
〔送迎について〕

特別支援教育関係について（早期預り・特別支援学校スクールバス・うれしの特別支援学校送迎バス）

- 登校前の早期預りの希望があり、現状の教育及び福祉の対応を全県的に拡充して制度として整備してほしい。
- 寄宿舎に入れない子供たちが多く、特別支援学校へのスクールバスの運行について可能になるよう自治体への指導をしてほしい。
- うれしの特別支援学校に送迎バスを通していただきたい。